■施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更 | 備考 |
|------|---------|--------------------------------|--|-------------|----|----|----|-------------------|
| 1 | 市民連携推進課 | 男女共同参画意識啓発事業 | 各種イベントでのアンケート実施や商業施設等での啓発 グッズの配布などを通じて男女共同参画意識の啓発を行 う。 | I - (1) - ① | | 継続 | 有 | 実施内容に伴い事業名称、内容を変更 |
| 2 | | 広報、ホームページなどによる 情報の発信 | 市広報紙やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報の広報・啓発を行う。 | I - (1) - ① | | 継続 | 有 | 事業名称を変更 |
| 3 | 市民連携推進課 | 男女共同参画社会を考える情報 誌WITH YOUの発行 | 男女共同参画に関する情報誌「WITH YOU」を発行する。 | I - (1) - ① | | 継続 | 有 | 事業名称を変更 |
| 4 | 図書館 | 図書のテーマ展示 | 男女共同参画週間や月間に、関連図書や資料の展示・貸出を行う。 | I - (1) - ① | | 新規 | ı | |
| 5 | | 男女共同参画事業の推進状況の 公表 | 毎年度男女共同参画推進事業の推進状況を調査し、公表 する。 | I -(1)-2 | | 継続 | 無 | |
| 6 | 市民連携推進課 | 苦情処理委員会の設置 | 男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情に対応する。 | I - (1) - ② | | 継続 | 無 | |

(2) 学校教育・社会教育を通じた意識づくり

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更箇所 | 備考 |
|------|---------|---------------|------------------------|-------------|----|----|------|----|
| 7 | 市民連携推進課 | 教育関係者等研修会開催事業 | 教育関係者などを対象にした研修会を開催する。 | I - (2) - ① | | 継続 | 無 | |

| 8 | 健康づくり推進課 | 思春期健康教室 | 思春期教育の一環として、小・中学校、市が連携して、 赤ちゃんふれあい体験、パパ・ママ体験の2事業を実施す る。 | I - (2) - ① | 継続 | 無 | |
|----|----------|--|---|-------------|---------|---|--|
| 9 | 教育指導課 | 「学校教育指導の方針と重点」 への掲載及び計画訪問等による 学校への周知 | 「学校教育指導の方針と重点」に男女共同参画意識の涵養について掲載し、各学校への計画訪問などを通じて、 男女平等観に立った指導と教育環境の整備などについて 各学校へ周知する。 | I - (2) - ① | その 他 | 有 | 事業番号12「計画訪問などによる学校への周知」 を統合し、事業名称、内容を変更 |
| 10 | | いのちを育む教育アドバイザー 事業 | 中学校において、医師 (いのちを育むアドバイザー) に よる講演などを実施する。 | I - (2) - ① | 継続 | 無 | |
| 11 | 教育指導課 | 市立小・中学校における学習指 導 | 人権教育やキャリア教育等を通じて、児童生徒の将来を 見通した自己形成を図るとともに、家庭科(技術・家庭 科)や道徳科、特別活動等を中心として男女共同参画に 関連した指導を行う。 | I - (2) - ① | 新規 | _ | |
| 12 | 市民連携推進課 | 意識啓発講演会開催事業 | 男女共同参画に関する講演などを通して、男女共同参画 について考える機会を市民に提供する。 | I - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 13 | 市民連携推進課 | 各種講座の情報提供 | 国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高 揚を目的とした学習機会の情報を提供する。 | I - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 14 | 市民連携推進課 | 男女共同参画出前講座 | 鷗盟大学等への講師派遣により、男女共同参画の理念の 周知・啓発を行う。 | I - (2) - ② | 新規 | - | |

■施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

(1)女性活躍の推進

| 事第 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更箇所 | 備考 |
|----|---------|--------------|---|--------------|----|----|------|----|
| 15 | 市民連携推進課 | トーキングカフェ開催事業 | 各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を 実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、 活躍する女性のロールモデルを紹介する。 | II — (1) — ① | | 継続 | 無 | |

| 16 | 市民連携推進課 | 女性活躍推進事業 | 制度周知等による女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進や事例紹介を通して企業における女性活躍推進を支援する。 | II — (1) — ① | 0 | 新規 | _ | 事業番号42「労働環境改善普及・啓発活動」から 分離、1事業として独立 |
|----|----------------|------------------------------|---|--------------|---|----|---|--|
| 17 | | 附属機関などの委員の男女構成 比率に偏りがない登用 | 附属機関などの委員の男女構成比率の目標値を設定し、 多様な人材の市政への参画を促進する。 | II — (1) — ① | | 継続 | 無 | |
| 18 | 行政管理課 | | 附属機関などにおける公募による委員の選任を原則義務付け、市民の行政への参画機会の拡充を推進する。 | II — (1) — ① | | 継続 | 無 | |
| 19 | 人事課 | | 職務経験の付与などについて機会が均等になるように、 意欲と能力のある市職員を登用する。 | II — (1) — ① | | 継続 | 無 | |
| 20 | 契約検査課 | 八戸市建設工事の競争入札参加 者資格審査 | 建設工事の競争入札参加者資格審査の認定において、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定企業」 に対して加点する。 | II - (1) - ① | 0 | 新規 | ı | |
| | 農業経営振興セン ター | 認定農業者共同申請の促進 | 夫婦等の共同申請によって、女性の農業経営への参画を 促進する。 | II — (1) — ① | | 継続 | 無 | |
| 22 | 市民連携推進課 | 女性チャレンジ講座開催事業 | 職場などで活用できるビジネススキル習得のための学習 機会を提供する。 | II - (1) - ② | | 継続 | 無 | |
| 23 | 商工課 | はちのへ創業・事業承継サポー トセンター事業 | はちのへ創業・事業承継サポートセンターを設置し、専門家による相談対応や、セミナーの開催、情報発信などにより創業を支援する。 | II - (1) - ② | | 継続 | 無 | |
| 24 | 産業労政課 | 無料職業紹介事業 | 求職者への求人情報の提供、職業紹介、職業相談や求人 を希望する企業の求人登録、紹介などを行う。 | II - (1) - ② | | 継続 | 無 | |
| 25 | | 八戸地域職業訓練センターでの 研修講座開催 | 職業能力の向上を図るため、パソコン講座、商業簿記な どの講座を開催する。 | II - (1) - ② | | 継続 | 無 | |

| 26 | 産業労政課 | 新入社員および若手社員の方を対象に、離職防止を目的 としたセミナーを開催し、職場への定着率を高める。 | II - (1) - ② | 継続 | 無 | |
|----|-------|--|--------------|----|---|----------------------------------|
| 27 | 産業労政課 | 市内に在住する未就業者・非正規雇用者の主体的な職業 能力の開発を支援し、早期就職・正規雇用転換を促進す ることを目的に職業訓練助成金を交付する。 | II - (1) - ② | 継続 | | 助成金の対象年齢を拡大したことに伴い事業の内 容を一部変更 |

(2)雇用における男女共同参画の推進

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更 | 備考 |
|------|---------|---------------------------|--|--------------|----|----|----|--|
| 28 | 市民連携推進課 | 男女共同参画推進事例の紹介 | 事業所などの男女共同参画の推進事例を周知する。 | II - (2) - ① | | 継続 | 無 | |
| (16) | 市民連携推進課 | 女性活躍推進事業 | 制度周知等による女性活躍推進法に基づく一般事業主行 動計画策定の促進や事例紹介を通して企業における女性 活躍推進を支援する。 | II - (2) - ① | 0 | 新規 | | 事業番号42「労働環境改善普及・啓発活動」から 分離、1事業として独立 |
| 29 | | セクシュアル・ハラスメント等 対策の周知 | ハラスメントの防止のため、ハラスメント相談員及びハ ラスメント防止要綱等について、メール及び庁内ネット ワークによる周知徹底を図る。 | II - (2) - ① | | 新規 | ı | |
| (20) | | | 建設工事の競争入札参加者資格審査の認定において、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定企業」 に対して加点する。 | II - (2) - ① | 0 | 新規 | _ | |
| 30 | | 企業におけるポジティブ・アク ション実施促進 | 職場における男女平等を推進するため、「男女雇用機会 均等法」の履行確保を担う青森労働局や青森県などの関 係団体と連携をとり、各種施策を周知する。 | II - (2) - ① | | 継続 | 無 | |
| 31 | 産業労政課 | 男女雇用機会均等法などの周知 | 男女雇用機会均等法などに関する制度や相談窓口などについて周知をする。 | II - (2) - ① | | 継続 | 無 | |
| 32 | 産業労政課 | セクハラの防止 | 職場のセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の 情報を提供する。 | II - (2) - ① | | 継続 | 無 | |

| 33 | | | パートタイム労働者などの適正な雇用管理を推進するため、助成金制度などを周知する。 | II - (2) - ① | 継続 | 無 | |
|----|--------------|------------------------------|--|--------------|----|---|-------------------|
| 34 | 市民連携推進課 | ワーク・ライフ・バランスの啓 発 | 仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報 誌、周知啓発用パンフレットなどに掲載する。 | II - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 35 | 市民連携推進課 | ロールモデルPR事業 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、 社会活動などの様々な分野で活躍する方の情報を発信す る。 | II - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 36 | 人事課 | | 市男性職員の積極的な育児参加を促すため、配偶者出産 休暇、育児参加休暇及び育児休業の制度を周知し、取得 を促進する。 | II - (2) - ② | 拡充 | 有 | 育児休業を追加 |
| 37 | | 市職員の時間外勤務の縮減、年 次有給休暇の取得促進 | 仕事と生活の調和を図るため、時間外勤務の縮減、年次 有給休暇の取得促進について、所属長経由で周知徹底を 図る。 | II - (2) - ② | 新規 | _ | |
| 38 | 産業労政課 | 労働環境改善普及・啓発活動 | 労働環境の改善に関するポスターの掲示やチラシの配 布、講習会・セミナーなどを開催する。 | II - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 39 | 農政課 農業委員会 | 家族経営協定の締結推進 | 家族農業経営に携わる各世帯員が、話し合いを基に経営 方針や役割分担、就業環境等の諸条件を家族経営協定書 として締結し、明確化されるよう広報、啓発を行う。 | II - (2) - ② | 継続 | 有 | 実施内容に伴い事業名称、内容を変更 |

(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更 | 備考 |
|------|--------|-----------------------|--|--------------|----|----|----|----|
| 40 | | 八戸いちご親子スイーツづくり 体験会 | 青森県内最大の生産地である当市のいちごの魅力を発信するため、親子が共同でスイーツづくりを体験するイベントの開催により、家庭等での消費拡大並びに販路拡大を図り、八戸いちごのブランド化を推進する。 | II — (3) — ① | | 新規 | | |
| 41 | こども未来課 | 保育事業の充実 | 一時預かり保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育 事業、軽・中程度障がい児保育事業などを実施する。 | II — (3) — ① | | 継続 | 無 | |

| 42 | こども未来課 | 子育てつどいの広場事業 | "こどもはっち"において、乳幼児と親が集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場および子育てに関わる個人・団体の多様な活動と交流拠点の場を提供し、地域の子育て支援機能の充実を図る。 | II — (3) — ① | 維 | 迷続 | 無 | |
|----|----------|-----------------------|---|----------------|---|----|---|--|
| 43 | こども未来課 | 子育てサロン支援事業 | 地域の公民館や児童館などにおいて開催される子育てサロン (地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場) の運営を支援する。 | II — (3) — ① | 紿 | 迷続 | 無 | |
| 44 | こども未来課 | 地域子育で支援センター事業 | 地域の認定こども園・保育所を活用し、子育ての不安・ 悩みの相談や保護者同士の交流の場を提供する。 | II — (3) — ① | 総 | 迷続 | 無 | |
| 45 | 子育て支援課 | 児童館運営事業 | 児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにする ことを目的に、児童の健全育成に関する総合的な機能を 有する施設を運営する。 | II — (3) — ① | 総 | 迷続 | 無 | |
| 46 | 子育て支援課 | | 放課後に保護者が家庭にいない小学校に就学している児 童に対して、遊びを中心とした生活の場を提供する。 | II — (3) — ① | 扣 | 太充 | 無 | 児童数が減少している一方で、女性就業率の上昇等に伴い、放課後児童クラブのニーズは増加していることから、各学区の状況に応じてクラブの開設等を支援し、放課後児童の受入体制の充実を図る。 |
| 47 | 子育て支援課 | ファミリー・サポート・セン ター事業 | 育児などの手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員 として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。 | II - (3) - (1) | 維 | 迷続 | 無 | |
| 48 | 子育て支援課 | 子育で情報整備事業 | 子育て情報Webサイト「はちすく」の運営およびメールマガジン・LINE「はちすく通信」の配信を実施する。 | II - (3) - (1) | 維 | 迷続 | 無 | |
| 49 | 子育て支援課 | 子ども医療費助成事業 | 0歳から中学生までを対象とした入院・通院および高校生 等を対象とした入院に係る医療費を助成する。 | II — (3) — ① | 扣 | 太充 | | R4年1月から、未就学児の保護者の所得制限を県基 準まで引き上げ(所得制限緩和) |
| 50 | 健康づくり推進課 | 両親学級 | 子どもを迎えるための心の準備、親の役割について夫婦 で共に考え、協力して子育てできるように支援する。 | II - (3) - ① | 総 | 迷続 | 無 | |
| 51 | こども家庭相談室 | 子ども家庭総合支援拠点の運営 | 子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、福祉や教育等 の関係機関と連携しながら適切な支援を行う。児童虐待 の未然防止・啓発を行う。 | II — (3) — ① | 新 | 折規 | _ | R3.10に「こども家庭総合支援センター」、「配偶者暴力相談支援センター」を設置したころに伴い、「家庭・女性相談事業」を分離 |

| 52 | こども家庭相談室 | 配偶者暴力相談支援センターの 運営 | 主に女性を対象とした、DV相談を含む各種相談・支援を行う。 | II — (3) — ① | 0 | 新規 | _ | R3.10に「こども家庭総合支援センター」、「配偶 者暴力相談支援センター」を設置したころに伴 い、「家庭・女性相談事業」を分離 |
|----|----------|-----------------------|---|--------------|---|---------|---|--|
| 53 | 介護保険課 | | 説明会、広報紙への記事掲載、パンフレット・冊子配布 などにより制度を周知する。 | II — (3) — ① | | 継続 | 無 | |
| 54 | 介護保険課 | 介護保険サービスの提供 | 介護を要する状態となっても、できる限り、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービスや施設介護サービスおよび地域密着型サービスを提供する。 | II — (3) — ① | | 継続 | 無 | |
| 55 | 環境政策課 | 8エコ人作戦 | 家庭における食品ロスの削減やごみ減量を目的として、 親子で学ぶエコ料理教室などのイベントを開催するとと もに、料理のレシピやアイデアを広く募集し、それらの 普及に努める | II — (3) — ① | | 新規 | ı | |
| 56 | 市民連携推進課 | 市民活動サポートセンター事業 | 市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営する。 | II - (3) - ② | | 継続 | 無 | |
| 57 | 市民連携推進課 | 町内会加入促進・組織強化事業 | 町内会の基盤強化のため、八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、加入促進活動や、町内会活動の重要性の啓発、地域リーダーの育成などを実施する。 | II - (3) - ② | | 継続 | 無 | |
| 58 | 市民連携推進課 | 住民活動保険制度 | 八戸市が圏域住民を対象とした賠償責任保険に加入し、 活動者による加入手続きや保険料の負担なしに、公益的 で計画的な市民活動中の傷害事故や賠償責任を総合的に 補償する。 | II - (3) - ② | | 継続 | 無 | |
| 59 | 市民連携推進課 | 協働のまちづくり研修会の開催 | 協働のまちづくりへの積極的な参加・参画を促進するため、市民を対象とした研修会を開催する。 | II — (3) —② | | 継続 | 無 | |
| 60 | 市民連携推進課 | | 市民活動団体や事業者などから、市民と行政が協働して 取り組むことにより相乗効果が期待できる事業提案を募 集し、採択された事業を提案者と協力して実施する。 | II - (3) - ② | | その 他 | 無 | 令和3年度中に制度見直しを予定 |
| 61 | 市民連携推進課 | 「元気な八戸づくり」市民奨励 金制度 | 市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し奨励金を交付する。 | II - (3) - ② | | 継続 | 無 | |

| 62 | 市民連携推進課 | ハチカフェ オフサイトミー ティング事業 | 対話を通じて、若者の地元への愛着心の醸成やまちづく りへの参画を促進するとともに、将来の担い手となる人 材育成及び発掘へつなげる。 | II - (3) - ② | 新規 | _ | |
|----|------------------|-------------------------|--|--------------|----|---|-------|
| 63 | 文化創造推進課 | 市民多文化支援事業 | 市民や団体等が自主的に企画する文化芸術事業等への補助や支援を行う。 | II - (3) - ② | 新規 | _ | |
| 64 | 文化創造推進課 | 各種ホール事業 | 八戸市公会堂・八戸市公民館・八戸市南郷文化ホールの3 ホールにおいて、市民が主体的に文化芸術にかかわる機 会を創出する。 | II - (3) - ② | 新規 | _ | |
| 65 | 八戸ポータルミュージ | 八戸ポータルミュージアム事業 | 八戸ポータルミュージアムはっちを核として、人のつながりやまちの賑わいの創出、地域の文化を活かした暮らしの提案など、ハード・ソフト両面から市民の文化芸術活動の振興を図る。 | II - (3) - ② | 新規 | _ | |
| 66 | 八戸ポータルミュー ジアム | 八戸まちなか広場事業 | 中心市街地に「庭」のような心地よい空間を提供し、地区全体の魅力向上や回遊性の向上を図るとともに、広く市民が参加できるイベントスペースとしての活用を促進し、中心街全体の賑わい創出を図る。 | II - (3) - ② | 新規 | _ | |
| 67 | 高齢福祉課 | 鷗盟大学運営事業 | 高齢者の学習活動の推進及び生きがいづくりのため、60歳以上の高齢者を対象とした鷗盟大学を設置し、運営する。 | II - (3) - ② | 継続 | 有 | 字句の修正 |
| 68 | 公園緑地課 | 緑化事業(草花配布事業) | 町内会等に対しフラワーポットや花壇用の草花、培養土 を配布する。 | II - (3) - ② | 新規 | _ | |
| 69 | 教育指導課 | 青少年の地域活動の推進事業 | 青少年の地域社会の一員としての関心と自覚を深めるため、各種ボランティア活動を実施する。 | II - (3) - ② | 継続 | 無 | |
| 70 | 社会教育課 | 市民大学講座 | 様々な分野の講師による講座を開催し、生涯学習の場を 提供する。 | II - (3) - ② | 継続 | 無 | |
| 71 | 社会教育課 | 公民館講座 | 生涯学習活動の拠点として、生涯各時期に応じた各種講 座を開催し、学習機会を提供する。 | II - (3) - ② | 継続 | 無 | |

■施策の基本方向Ⅲ すべての人が安全・安心に生活できる社会づくり

(1) 人権の尊重と多様な人々への理解の促進

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更箇所 | 備考 |
|------|----------|----------------------|--|---------------------|----|----|------|--|
| 72 | こども家庭相談室 | 児童虐待防止対策事業 | 圏域住民や圏域専門職に向けて、児童虐待防止に関する 研修会を開催する。 | II - (1) - ① | | 継続 | 無 | |
| 73 | こども家庭相談室 | DV防止のための各種施策の実施 | 市のDV防止基本計画に基づき、庁内連絡会議等を活用 しDV防止のための各種施策の進行管理を行う。 | Ⅲ — (1) —① | | 継続 | 有 | 実施内容に伴い事業名称、内容を変更 |
| (52) | | 配偶者暴力相談支援センターの 運営 | 主に女性を対象とした、DV相談を含む各種相談・支援 を行う。 | Ⅲ — (1) —① | 0 | 新規 | _ | R3.10に「こども家庭総合支援センター」、「配偶者暴力相談支援センター」を設置したころに伴い、「家庭・女性相談事業」を分離 |
| 74 | 市民連携推進課 | 地域国際化団体支援事業 | 八戸国際交流協会等に対して補助金等を交付する。 | III - (1) - ② | | 新規 | ı | |
| 75 | 市民連携推進課 | 多文化共生推進事業 | 多文化共生の環境整備促進のため、行政情報等の多言語 化、外国人住民への生活支援、多文化共生の意識啓発等 を行う。 | III - (1) - ② | | 新規 | ı | |
| 76 | 福祉政策課 | 八戸市虐待等防止対策会議の設 置 | 虐待やいじめに関する情報を共有し、虐待防止対策など の充実を図る。 | III - (1) - ② | | 継続 | 無 | |
| 77 | 福祉政策課 | LGBT理解促進事業 | 性的マイノリティが身近な存在であることを認識し、誰もが生活しやすいまちづくりへの契機とするため、市民等を対象とした研修会を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図る。 | III - (1) - ② | | 新規 | 1 | |
| 78 | 福祉政策課 | こころのバリアフリー推進事業 | 高齢者や障がい者等への理解・配慮・思いやり等の「こころのバリアフリー」を推進するため、市民の意識啓発を図り、高齢者や障がい者等が社会参加しやすい環境を整える。 | III - (1) - ② | | 新規 | ı | |
| 79 | 高齢福祉課 | 介護予防センター運営事業 | 自ら進んで介護予防(認知症を含む)等に取り組むこと ができるるよう介護予防事業及び認知症支援事業を実施 する。 | III - (1) - ② | | 継続 | 有 | 事業名称、内容を変更 |

| 80 | 高齢福祉課 | | 高齢者に対する虐待やいじめ防止のための啓発・周知を 行う。 | Ⅲ - (1) -② | 継続 | 無 | |
|----|--------|----------------|---|---------------|----|---|-----------------|
| 81 | 高齢福祉課 | 地域包括支援センター運営事業 | 市内12圏域に委託型地域包括支援センターを設置して、 包括的支援及び介護予防支援を行う。 市を基幹型センターとして、委託型センターを統括し、 指導・助言等の後方支援を行う。 | III - (1) - ② | 継続 | 有 | 実施内容に伴い事業の内容を変更 |
| 82 | 障がい福祉課 | | 障がい者に対する虐待やいじめ防止のための啓発・周知 を行う。 | III - (1) - ② | 継続 | 無 | |
| 83 | | | ポスターの掲示や啓発ティッシュの配布を通じて、障害 者への差別解消のための活動を行う。 | III - (1) - ② | 新規 | 1 | |

(2)安全・安心に生活できる環境の整備

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更箇所 | 備考 |
|------|--------|----------------|--|---------------------|----|----|------|---|
| 84 | 生活福祉課 | 自立相談支援事業 | 生活困窮者からの相談を受け、就労、健康、家族関係など多様な課題の解消に向けた自立支援計画を作成し、困窮状態からの脱却に向け支援する。 | II - (2) - ① | | 新規 | ı | |
| 85 | 生活福祉課 | | 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援(中学生: 進学支援)と居場所作り(高校生:中退防止)を目的と した事業。 | III — (2) — ① | | 新規 | 1 | |
| 86 | こども未来課 | | 世帯の所得状況に応じて、保育所(園)等の入所にかかる 第3子以降の保育料を軽減する。 | II - (2) - ① | | 縮小 | 有 | 税制改正により、未婚のひとり親家庭に対する保育料軽減の内容が制度化されたことから、未婚のひとり親に対する軽減は令和3年8月で廃止。 |
| 87 | 子育て支援課 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 母子・父子家庭などに医療費を助成する。 | Ⅲ — (2) —① | | 継続 | 無 | |

| 88 | 子育て支援課 | 児童扶養手当 | 父または母と生計を同じくしていない児童について、監護しかつ生計を同じくしている父、または監護している 母など養育している人に手当を支給する。 | III — (2) — ① | | 継続 | 無 | |
|------|----------|--------------------------|---|---------------------|---|----|---|--|
| 89 | 子育て支援課 | 遺児対策給付事業 | ひとり親家庭などの遺児について、小学校または中学校 に入学する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝 金を支給する。 | III — (2) — ① | | 継続 | 無 | |
| 90 | こども家庭相談室 | 母子家庭等対策総合支援事業 | ひとり親家庭を対象にした就業支援や就業支援講習会、 資格取得にかかる費用の一部助成、家庭生活支援員の派 遣などを実施し、より良い条件での就職や転職に向けた 可能性を広げ、自立の促進と生活の安定を図る。 | Ⅲ — (2) —① | | 継続 | 無 | |
| 91 | こども家庭相談室 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭・父子家庭・寡婦に対し福祉資金の貸付けを行 い経済的自立等を支援する。 | Ⅲ − (2) −① | | 継続 | 有 | 実施内容に伴い、内容を変更 |
| 92 | こども家庭相談室 | 子ども家庭見守り・訪問支援事 業 | 要保護・要支援児童及び特定妊婦等の支援を必要とする 家庭を訪問し、児童の見守り及び生活支援(養育支援) を行う。 | Ⅲ — (2) —① | | 新規 | ı | |
| 93 | こども家庭相談室 | | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への自立 支援に向けた相談業務を実施する。 | III — (2) — ① | | 新規 | ı | |
| (52) | | 配偶者暴力相談支援センターの 運営 | 主に女性を対象とした、DV相談を含む各種相談・支援 を行う。 | II - (2) - ① | 0 | 新規 | _ | R3.10に「こども家庭総合支援センター」、「配偶 者暴力相談支援センター」を設置したころに伴 い、「家庭・女性相談事業」を分離 |
| 94 | 建築住宅課 | 市営住宅における優先入居 | 市営住宅への入居に際し、多子世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、DV被害者世帯、障がい者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し優先的な取り扱いを行う。 | III — (2) — ① | | 新規 | ı | |
| 95 | | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸 住宅登録事業 | 低額所得者、高齢者、障がい者、DV被害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録を受付し、広く一般にその情報を提供する。 | III — (2) — ① | | 新規 | ı | |
| 96 | 福祉政策課 | 災害時要援護者支援事業の推進 | 重度の障がい者や要介護度の高い人などが、災害時にお ける支援を地域の中で受けられる体制を整備する。 | Ⅲ — (2) —② | | 継続 | 無 | |

| 97 | 防災危機管理課 | ほっとスルメールの配信サービ ス | 災害情報や緊急情報、防犯情報などを、登録者に対して メールで、配信する。 | Ⅲ — (2) —② | 継続 | 無 | |
|-----|---------|---------------------|---|---------------|----|---|--|
| 98 | 防災危機管理課 | 自主防災組織育成事業 | 自主防災組織の設立および活動を支援するため、自主防災組織が整備する防災資機材の購入への補助を行うとともに、自主防災組織が実施する防災訓練等に要する経費を助成する。 | III - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 99 | 防災危機管理課 | 八戸市地域防災計画の改訂 | 八戸市地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れ、 改訂を行う。 | Ⅲ - (2) -② | 継続 | 無 | |
| 100 | 防災危機管理課 | | 男女のニーズに対応した地域防災計画の策定を図るため、八戸市防災会議に女性委員を登用する。 | III - (2) - ② | 継続 | 無 | |
| 101 | 防災危機管理課 | 避難所運営体制の整備 | 八戸市避難所運営マニュアルの改訂及び地域の避難所運 営マニュアルの作成を支援するとともに避難所運営物品 の充実を図る。 | Ⅲ - (2) -② | 継続 | 無 | |
| 102 | 防災危機管理課 | 自主防災組織リーダー育成事業 | 自主防災組織のリーダーを育成するため、研修会を開催 する。 | III - (2) - ② | 継続 | 無 | |

(3) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

| 事業番号 | 担当課 | 事業名称 | 事業の内容 | 登載箇所 | 再掲 | 区分 | 変更箇所 | 備考 |
|------|----------|----------|---|---------------------|----|----|------|----|
| 103 | 健康づくり推進課 | | 母子の健康管理を図るため、妊娠届出書の早期提出の周知、母子健康手帳の交付、マタニティ健康相談を実施する。 | II - (3) - ① | | 継続 | 無 | |
| 104 | 健康づくり推進課 | 妊産婦健康診査 | 健康な子の出産・育児ができ、妊産婦の健康管理の向上 を図るため、妊婦委託健康診査、妊婦歯科健康診査、産 婦健康診査を実施する。 | III — (3) — ① | | 拡充 | 有 | |
| 105 | 健康づくり推進課 | 母子訪問指導事業 | 母子の健康保持推進のための妊娠・分娩・産後の健康管理支援と乳幼児の健やかな発育・発達の支援をするため、訪問指導を実施する。 | III — (3) — ① | | 継続 | 無 | |

| 106 | 健康づくり推進課 | 不妊治療費助成事業 | 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、国の助成制度 に応じて特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する 費用の一部を助成する。 | Ⅲ — (3) —① | 継続 | 無 | |
|-----|----------|---------------------|--|------------|----|---|--|
| 107 | 健康づくり推進課 | 不妊専門相談センター事業 | 不妊に悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師など が、相談指導や不妊治療に関する情報提供を行う。 | Ⅲ — (3) —① | 継続 | 無 | |
| 108 | 健康づくり推進課 | 子育て世代包括支援センター事 業 | 「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出 産・子育ての切れ目のない支援の充実を図る。 | Ⅲ — (3) —① | 継続 | 無 | |
| 109 | 健康づくり推進課 | 妊娠出産包括支援事業 | 産前産後サポート事業として、妊婦への電話支援や、妊産婦の孤立感の解消のため妊産婦交流会を行う。また、産後ケア事業として、市内の助産院に委託し、心身の不調を抱える産婦に対し、心身のケアや育児サポートを行う。 | Ⅲ — (3) —① | 新規 | - | |
| 110 | 健康づくり推進課 | 健康教室・健康相談 | 子育てや生活習慣病等に関する正しい知識の普及啓発などを目的とする健康教室の開催および心身の健康に関した相談、指導などを実施する。 | Ⅲ — (3) —② | 継続 | 無 | |
| 111 | 健康づくり推進課 | 各種健(検)診の受診促進 | 病気などの早期発見、早期治療および健康の保持増進を 図るため、各種健(検)診を実施する。 | Ⅲ — (3) —② | 継続 | 無 | |
| 112 | 健康づくり推進課 | 女性健康支援センター事業 | 思春期から更年期に至る女性を対象として、女性特有の 身体的・精神的悩みや健康状態などに関する相談や指導 を行う。 | Ⅲ — (3) —② | 継続 | 無 | |